

## 千葉県立図書館資料収集方針

### 1 目的

この方針は、千葉県立図書館運営方針に基づき、千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館及び千葉県立東部図書館（以下「県立図書館」という。）が一体となって図書館資料を収集、整備するために、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 基本方針

県立図書館は、レファレンス及び相互協力を通じて、県民の多様化していく図書館サービスへの要求にこたえるため、相互に緊密な連携を保ちながら合同で資料を収集し、図書館サービスを全県域にひとしく提供できるよう、分担して資料整備を行う。

### 3 資料収集の方針

- (1) 県立図書館は県民の調査研究及び知識・教養の向上に資する資料を収集する。
- (2) 収集に当たっては、県民の要求を的確に把握するとともに、県の人口構成、産業構成等を加味し、県内公共図書館、国立国会図書館、類縁機関等の収集方針及び蔵書構成も考慮して、将来を見越した体系的な資料構成に努める。
- (3) 資料の種類においては、図書、逐次刊行物等の印刷資料のほか、マイクロ資料、視聴覚資料、電子出版資料等を積極的に収集する。
- (4) 資料の範囲においては、一般的なものから専門的なものまで全分野にわたり幅広く収集する。さらに、外国語資料、自費出版物等、流通が限定されているものについても収集に努める。千葉県関係資料については、特に留意する。
- (5) 資料の収集方法においては、購入、寄贈、交換等の手段を十分活用し、迅速かつ的確に収集する。

### 4 資料別収集方針

県立図書館資料の資料別収集方針は、別に定める。

### 5 資料選択基準

資料選択にあつての基準は、別に定める。

### 附 則

- 1 この収集方針は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この収集方針は、平成24年3月6日から施行する。